

第 1 章 計画の概要

1	策定の背景	2
2	策定の目的	2
3	計画の位置付け	3
4	計画期間	3

1 策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、我が国の子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

柏市においても同様の状況にあり、子どもの成長のために適切な環境を確保したり、子育ての孤立化を防いだりなどするためには、地域全体で子どもの育ちや子育てに関わることが一層求められています。また、「柏市待機児童解消アクションプラン*1」に基づく取り組みにより、着実に待機児童数は減少していますが、保育需要は今後も増大していくことが想定されます。

このような中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法*2が成立し、子ども・子育て支援*3を推進する新たな仕組みが整いました。

柏市においては、新たな仕組みがスタートするこの機会に、柏市の未来を担う子どもたちが健やかに成長でき、また、安心して子育てができる環境づくりについて、基本的な考え方や取り組みの方向性を改めて整理し直し、柏市における子ども・子育て支援に関わる全ての人々が共有できるよう、本計画を策定します。

2 策定の目的

子ども・子育て支援は、全ての子どもの健やかな成長のために、子ども及び子どもの保護者に対して行う支援のことであり、柏市で生活する全ての人たちの理解と協力があることによって、よりよいものになります。柏市の未来を担う子どもたちを育てるという営みを、社会全体で協力し合って行うために、本計画は、子ども・子育て支援の目標を、柏市全体で共有することを目指します。

また、子ども・子育て支援の取り組みは、着実に、かつ、効果的に実施されなければなりません。本計画は、そのための指標となることを目指します。

なお、本計画に基づく取り組みは、地域の実情の把握に努めながら推進することとし、その取り組みが新たな地域づくりのきっかけとなることを期待します。

*1 柏市待機児童解消アクションプラン：平成25年7月に策定した、待機児童解消に向けた緊急的対策をまとめた計画。平成25・26年度の2年間の取り組みにより、平成27年4月1日時点での国基準の待機児童数を0（ゼロ）にすることを目標としている。

*2 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

*3 子ども・子育て支援：全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

また、「柏市総合計画」のうち、主に小学校就学前子ども（小学校就学の始期に達するまでの子ども）及びその保護者を対象とする取り組みに関する部分の部門計画として位置付けます。そこで、本計画では、「ワーク・ライフ・バランス*4の推進」「障害児支援」「ひとり親家庭支援」「児童虐待防止」のように既に部門計画や方針が策定済みである分野についても、本計画の施策体系の中に取り込み、その関係性を明確化します。それにより、主に小学校就学前子ども及びその保護者を対象とする取り組み全体を、共通する理念のもとで体系的かつ計画的に推進することを目指します。

なお、「放課後児童（主に小学生）の居場所の確保」（[52ページ]施策3-(1)の③参照）については、「柏市放課後子ども総合プラン」においても主要な取り組みとして位置付けられており、本計画と当該プランは密接な関係にあります。その上で、広く就学後の子どもを対象とする取り組みについては、本計画と当該プランを踏まえて、その方向性の検討を今後改めて進めていく必要があります。

本計画の策定に当たっては、「柏市地域健康福祉計画」「柏市教育振興計画」「柏市生涯学習推進計画」「ノーマライゼーションかしわプラン」「柏市男女共同参画推進計画」その他子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものとの整合を図ります。

4 計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度の5年間を一期とした計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や子ども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、保育需要の変化などに合わせ、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

*4 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（平成19年12月18日官民トップ会議策定）では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
柏市子ども・子育て支援事業計画 (第1期計画期間)									
				見直し					
					(第2期計画期間)				